平成 29 年 3月8

契約担当官 航空自衛隊第9航空団 会計隊長 東田 和也

下記により入札を宴施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

1. 契約方式

一般競争契約

2. 入札事項

(1)件 名

那覇基地外来宿舎の清掃役務(週3回)143日以下2件

14時00分

(2) 履行期間

平成29年4月1日

平成30年3月31日

(3) 履行場所

航空自衛隊那覇基地

3. 入札場所

航空自衛隊那覇基地会計隊事務室

4. 入札日時 5. 参加资格 平成29年3月24日

(1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。

- (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名 停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者 であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防 衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとす る。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限 りではない。
- (5) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」のA, B, C又 はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。

6. 保証金

入札保証金:免除

契約保証金:免除

7. 入札方法

入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の108分の100に 相当する単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額を入札書に記載すること。 また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航

空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。

8. 入札の無効

入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効と する。

9. 契約書等の作成 有

11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室

12. 契約方法

10. 契約条件

単価契約

13. 幕札决定方式

総額決定

- 14. その他
- (1) 入札説明会
- 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書 のコピーを入札開始前までに提出すること。

航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと

- 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴 (3)
- (4) 消費税及び地方消費税(消費税及び地方消費税相当額を含む)は、請求金額が確定した段階で 当該金額の8%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班

電話番号 098-857-1228-1229

| | 加朝基地 | Z 11 19/N | rax | 03003/1 |
|--|------|-----------|-----|---------|
|--|------|-----------|-----|---------|

| | 航空自衛隊 | 仕 様 書 |
|-----------|---------------|--------------------------|
| 仕様書の | 内容による分類 | 務 仕 様 書 |
| 種 類 | 性質による分類 | 別は様々書 |
| 物品番号 | | 仕 様 春 巻 号 |
| V (A) (E) | | 那基 LPS- 28-415 |
| 100 | | 承 認 平成 2 9 年 3 月 2 日 |
| 品名 | 那覇基地外来宿舎の清掃役務 | 作 成平成29年3月1日 |
| 又は | (週3回) | 改 正 平成 年 月 日 |
| 件 名 | | 平成 年 月 日 |
| | | 作成部 第9航空団 基群本部 |
| | | 隊等名 男 男 机 全 団 一 基 群 本 部 |

1 総則

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地における外来宿舎の清掃について適用する。

 履行場所及び検査場所 航空自衛隊那覇基地外来宿舎

3 役務仕様

- (1) 作業面積、作業箇所は、別紙第1、第2及び別図第1~第3のとおり。
- (2) 作業日時については、次のとおりとする。

週3回(月、水、金曜日を基準) (祝祭日を除く。) なお、1日の清掃時間は0800~1200(4時間)を基準とする。

4 作業内容

- (1) 清掃内容は、別紙第1~第2のとおり。
- (2) 契約相手方は、清掃に必要な洗剤及び用具等を負担するものとする。
- (3) 契約相手方は、作業内容等に疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

5 管理事項

(1) 基地内及び外来宿舎への立ち入りは、関連規則に基づき所定の手続きを行い、作業場所及び許可された場所以外立ち入ってはならない。

なお、3階の女性区画の立ち入りは、女性作業員のみとする。

- (2) 契約相手側は日毎、作業開始及び作業終了時において、監督官の確認を受けるも のとする。
- (3) 作業中、作業員の不注意により生じた、備品及び建物等の破損等は契約相手が無 償で補償するものとする。
- (4)契約相手側は、作業の安全に留意し、事故防止に努めるものとする。
- (5) 契約相手側は、建築物環境衛生総合管理事登録証明書を有するものとする。

6. その他

(1) 秘密保全

契約相手方は、この契約により知り得た航空自衛隊に関する情報の漏洩又は他に 転用してはならない。

(2) この仕様書についての疑義が生じた場合、又は仕様書で規定された以外の作業等 が生じた場合は、官側と協議するもの。

別紙第1

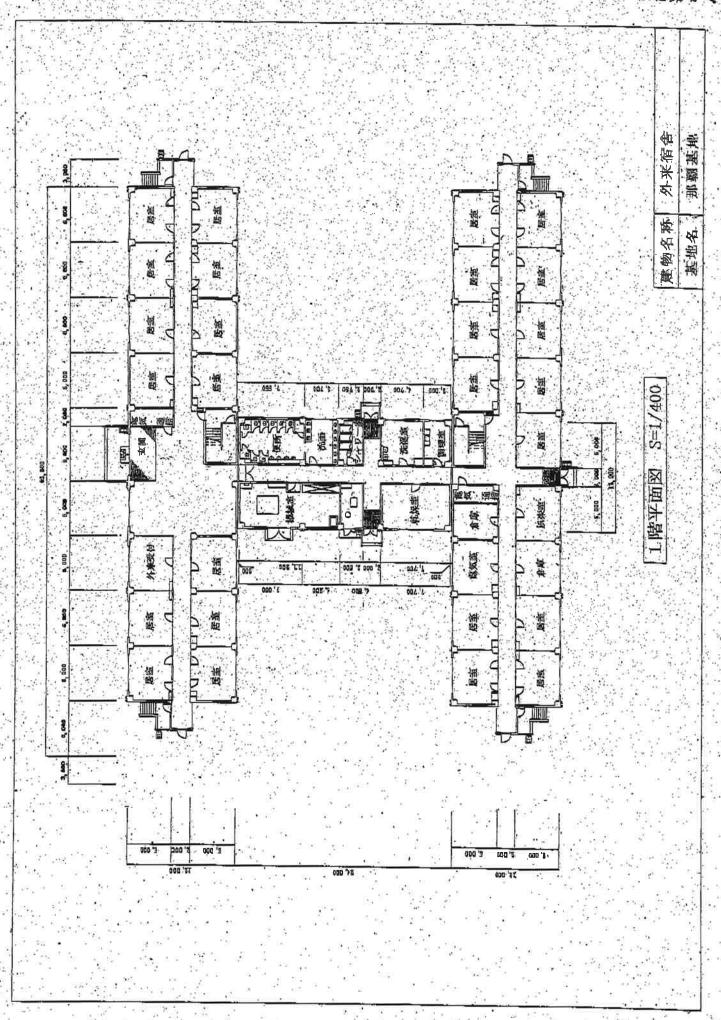
那覇基地外来宿舎の清掃場所及び清掃内容等

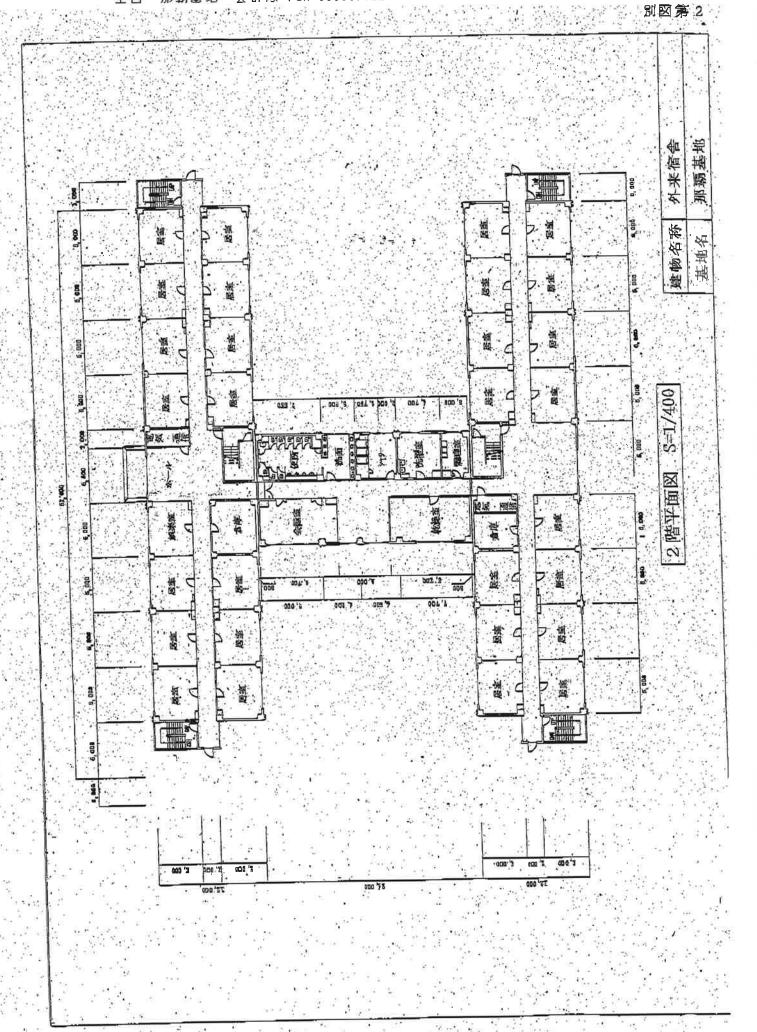
1 週3回 床の日常清掃 (月、水、金曜日を基準)

| 項目 | 清掃場所 | 清 掃 內 容 | 清掃面積 |
|-----|-------------------------|----------------------------|---------|
| 1 | 玄関ホール、 | 床の除塵及び部分水拭き | 1 4 4 m |
| 2 | 各階廊下 (ホール含む。) | 床の除塵及び部分水拭き | 992㎡ |
| 3 | 階段 | 床の除塵及び部分水拭き | 144 m² |
| 4 | 各階便所 (女子便所含む。) | 床の除塵及び全面水拭き | 120㎡ |
| 5 | 各階洗面所 (女子洗面所含む。) | 床の除塵及び全面水拭き | 7.1 m² |
| 6 | 各階シャワー室 (女子シャワー室含む。) | シャワープース内の洗浄 床の除塵及び全面水拭き | 7.7 m² |
| 7 | 乾燥室 | 床の除塵及び部分水拭き | 145 m² |
| 8 | 觸理室 | 床の除塵及び部分水拭き | 4 5 m² |
| 9 | 洗濯室 | 床の除塵及び部分水拭き | 71 m² |
| 10 | 娯楽室 | 床の除塵及び部分水拭き | 120 m² |
| 1.1 | 自習室及び会議室 | 床の除塵及び部分水拭き | 90 m² |

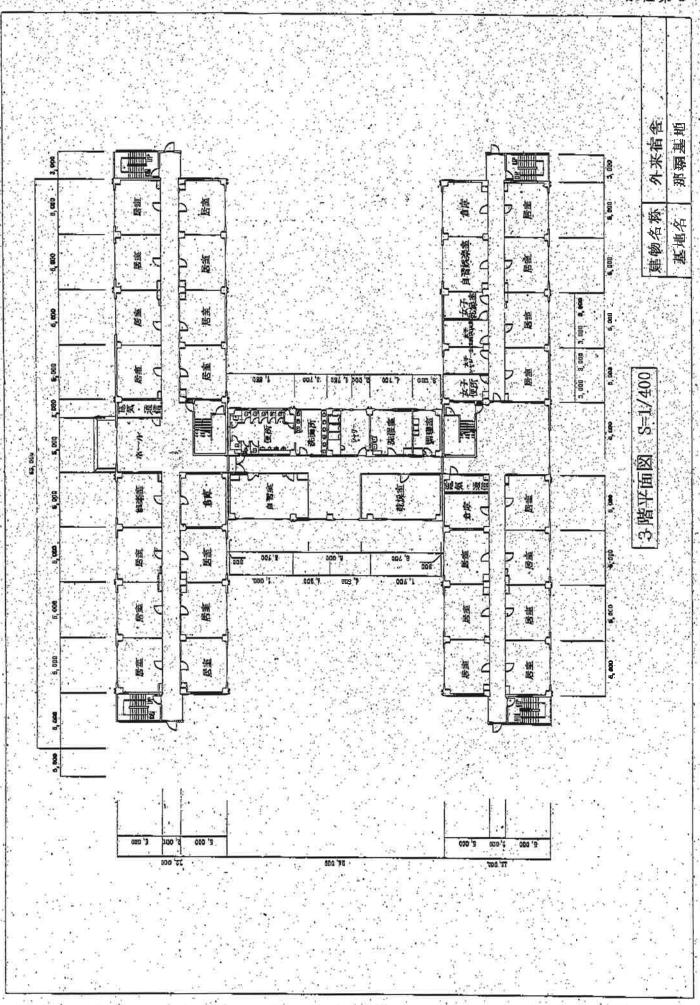
2 週3回 床以外の日常清掃(月、水、金曜日を基準)

| 項目 | 清 掃 場 所 | 清掃內容 |
|-----|-------------------------|---|
| 1 | 玄関ホール | フロアマット除塵、扉ガラスの部分水拭き、付器 備品除塵、ゴミ収集及び金属部分除塵、床の除塵 及び部分水拭き |
| 2 | 各廊下 (ホール含む。) | ホールのごみ収集 |
| 3 | 階段 | 手摺り拭き |
| 4 | 各階便所 (女子便所含む。) | 扉・便所面台及び水栓拭き、衛生消耗品補充及び 汚物収集 |
| 5. | 各階洗面所 (女子洗面所含む。) | 洗面台及び鏡拭き、衛生消耗品補充 |
| 6 | 各階シャワー室 (女子シャワー室含む。) | 洗面台及び鏡拭き、脱衣棚拭き、シャワー金具拭き、排水口ごみ収集 |
| 7 | 觸理室 | 什器備品除塵、流し台洗浄 |
| 8 | 洗濯室 | 什器傭品除塵 |
| 9 | 娯楽室 | 什器傭品除塵、洗面台及び饒拭き |
| 1.0 | 自習室及び会議室 | 什器 備品除塵 |





別図第3



| | 航空盲衛隊 | 仕 様 | |
|------|------------------------|------|-----------------|
| 仕様書の | 内容による分類 | 務 | 仕 檬 鲁 |
| 種類 | 性質による分類 個 | 別 | 住 樣 富 |
| 物品番号 | | | 仕 |
| | | 基框 | LPS- 28-416 |
| 9 44 | | 承認 | 平成 29 年 3 月 2 日 |
| 品名 | | 作成 | 平成 29 年 3 月 1日 |
| 又は | 那覇基地外来宿舎の清掃役務 (月1回) | 76 T | 平成 年 月 日 |
| 件名 | X/7 1 EI/ | 改正 | 平成 年 月 日 |
| | | 作成部 | 第9航空団 基群本部 |
| | | 隊等名 | 衆 5 加全四 金타平部 |

1 総則

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地における外来宿舎の清掃について適用する。

- 履行場所及び検査場所 航空自衛隊那覇基地外来宿舎
- 3 役務仕様
- (1) 作業面積、作業箇所は、別紙及び別図第1~第3のとおり。
- (2) 作業日時については、次のとおりとする。 月1回(床の定期清掃の日時は、官側と協議して実施する。)
- 4 作業内容
- (1) 清掃内容は、別紙のとおり。
- (2) 契約相手方は、清掃に必要な洗剤及び用具等を負担するものとする。
- (3) 契約相手方は、作業内容等に疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

5 管理事項

- (1) 基地内及び外来宿舎への立ち入りは、関連規則に基づき所定の手続きを行い、作業場所及び許可された場所以外立ち入ってはならない。
 - なお、3階の女性区画の立ち入りは、女性作業員のみとする。
- (2) 契約相手側は日毎、作業開始及び作業終了時において、監督官の確認を受けるものとする。
- (3) 作業中、作業員の不注意により生じた、備品及び建物等の破損等は契約相手が無償で補償するものとする。
- (4) 契約相手側は、作業の安全に留意し、事故防止に努めるものとする。
- (5) 契約相手側は、建築物環境衛生総合管理事登録証明書を有するものとする。
- 6 その他
- (1) 秘密保全

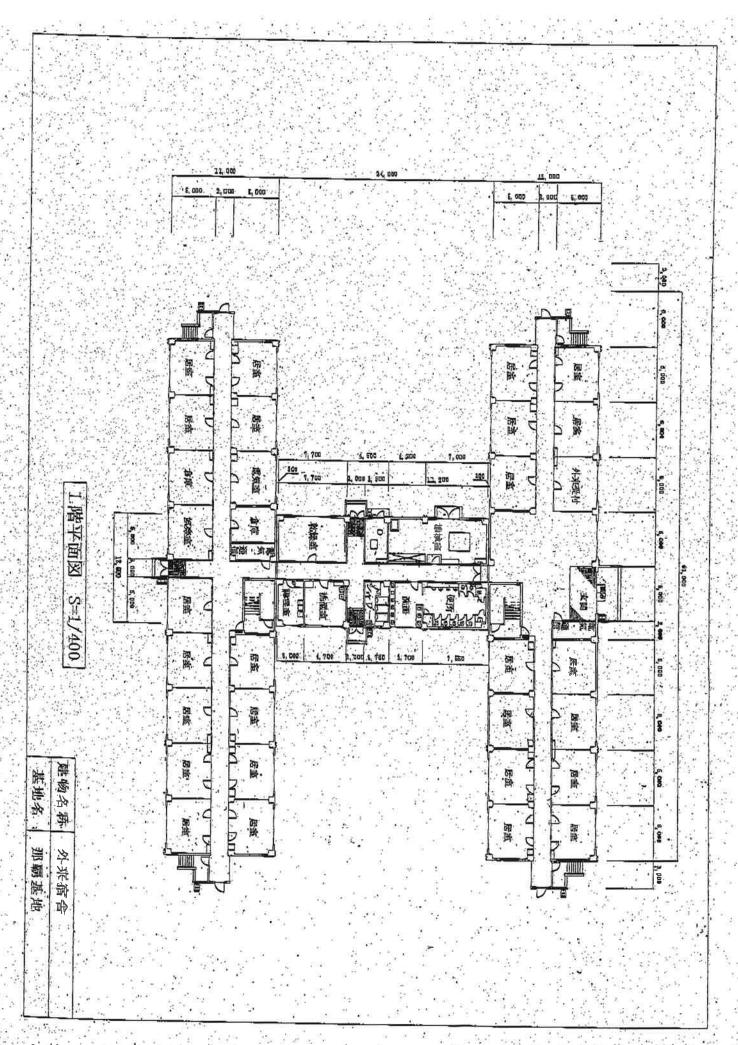
契約相手方は、この契約により知り得た航空自衛隊に関する情報を漏洩又は他に 転用してはならない。

(2) この仕様書についての疑義が生じた場合、又は仕様書で規定された以外の作業等が生じた場合は、官側と協議するもの。

別紙

月1回 床の定期清掃

| 項目 | 清 掃 揚 所 | 清掃內容 | 清掃面積 |
|----|----------------------------|--------|--------|
| 1 | 各階便所 (女子便所含む。) | 床の表面洗浄 | 120 m² |
| 2 | 各階洗面所 (女子洗面所含む。) 床の表面洗浄 | | 7 1 m² |
| 3 | 各階シャワー室 (女子シャワー室含む。) | 床の表面洗浄 | 77 m² |
| 4 | 洗灌室 | 床の表面洗浄 | 7 1 m |



IS图图

